

別紙2：輸出案件用確認事項

記入される方へ：

以下の事項は、今回相談の輸出が廃棄物の不適正な輸出に該当しないことを確認するために必要なものです。記載いただいた内容については、電話で追加説明を伺う場合がありますので、記入に際し不明な点がある場合には、あらかじめ輸出者等に内容を確認するようお願いいたします。

1. 国内において廃棄物処理法等に違反して排出されたものでないことを確認するため、輸出物の発生経路に関して、以下の3つのうちいずれか該当するものにレ点を付してください。

- 発生元の事業場の了承の下で資源・材料として輸出するものである。
- 中間処理を経て再生されたものを資源・材料として輸出するものである。
- 収集運搬業者等が回収、手選別したものを資源・材料として輸出するものである。

()

※国内において廃棄物処理法等に違反して排出されたものでないこと。

2. 再生利用のため調整されたものであって、不要物でないことを確認するため、輸出物の性状に関し、次の点のそれぞれについて適合している場合にはレ点を付してください。

- 相手側の要求する規格又は条件に合致している。
- 相手側の要求する物品以外の物品を含まない。
- 回収工程への投入に先立ち洗浄等の前処理を要するものでないこと。
- 専ら分別作業のためにだけ輸出されるものでないこと。

()

3. 国内において禁止されている野外焼却等の廃棄物処理基準に適合しない再生利用を行うものでないことを確認するため、輸出物の再生工程に関して、次の点のそれぞれについて適合している場合にはレ点を付してください。

- 野外又は簡易な炉での焼却を伴わないこと。
- 長期間放置されるおそれがないこと。
- 残さを多量に生じるものでないこと。
- 発生した残さは適正に処理されること。
- その他、生活環境保全上の支障を生じるものでないこと。

()

4. 引き渡し後における運搬に関する事項 (いずれか該当するものにレ点を付してください。)

- 輸送に特別な配慮を要するものでないことを確認している。
- 輸送に特別な配慮を要するが、相手国にその旨伝達している。

()

5. 万一相手国で入管できなかった場合の対応 (いずれか該当するものにレ点 を付してください。)

- 輸出者の責任において日本に再輸入する。
- 保険会社が引き取る。

()

令和 年 月 日

記入者所属：

記入者氏名：